

岐阜県公報

号外(一) 平成二十一年二月三日

目次

条例

知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ページ

本号で公布された条例のあらまし

- 知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第一号)
- 平成二十一年二月五日が退職の日である知事の退職手当を一割減額することとした。(附則第四項関係)
- この条例は、公布の日から施行することとした。

条例

知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年二月三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第一号

知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与に関する条例(昭和二十四年岐阜県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 平成二十一年二月五日が退職の日である知事の退職手当に係る第四条第三項第一号に規定する割合は、同号の規定にかかわらず、百分の六十三とする。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成二十一年二月三日

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

平成二十一年二月三日印刷
平成二十一年二月三日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐 阜 文 芸 社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))